

令和6年10月分(令和6年12月支給分)から児童手当制度が変わりました！

主な変更点は次のとおりです。

- 1) 高校生年代まで支給期間が延長されます。
- 2) 所得制限がなくなります。
- 3) 支給回数が年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)になります。
- 4) 第3子以降の支給月額が30,000円になります。
- 5) 多子加算のカウント対象が、大学生年代までの子を対象とします。

児童手当制度改正に伴う手続が必要かご確認ください

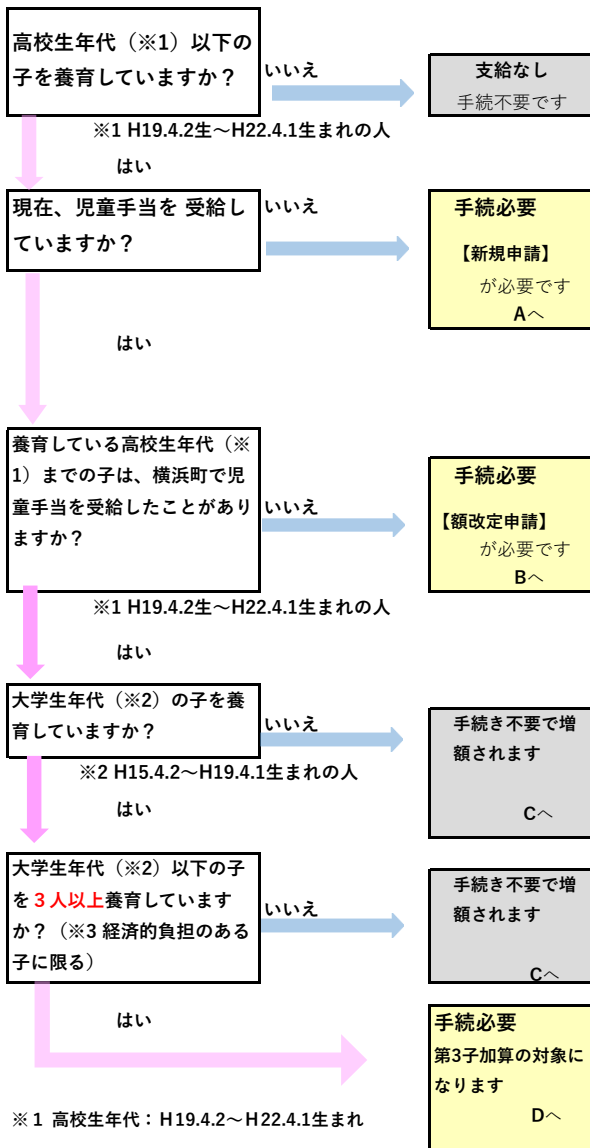
※以下のフローチャートに従って、必要書類等をご確認ください。

※生計中心者が公務員の場合は、職場での手続となります。勤務先にお問い合わせください。

※他市区町村から児童手当(特例給付)を受給している場合は、当該市区町村の案内に従ってください。

※このフローチャートは参考例です。支給要件に該当するか否かは請求書等を審査した上で決定します。

＼ ここからスタート ／



※1 高校生年代：H19.4.2～H22.4.1生まれ

※2 大学生年代：H15.4.2～H19.4.1生まれ

※3 経済的負担のある子：大学生年代が就職し、収入がある場合でも、受給者と同居している場合や、別居でも主たる生計維持者が生活費の相当部分を負担していれば、養育しているものとみなします。

A

新規申請が必要です

【提出書類】

- 「児童手当 認定請求書」
- 請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
- 請求者の健康保険証の写し
- 大学生年代の子を含めると3人以上いる場合はDの「確認書」
- 高校生年代以下に別居児童がいる場合は「別居・監護申立書」

B

額改定申請が必要です

【提出書類】

- 額改定(増額)請求書
- 大学生年代の子を含めると3人以上いる場合はDの「確認書」
- 高校生年代以下に別居児童がいる場合は「別居・監護申立書」

C

手続不要で、増額されます

D

確認書の提出が必要です

【提出書類】

- 「監護相当・生計費の負担についての確認書」
- ※確認書以外に、大学生年代の子の経済的支援をしていることが分かる書類の提出を求める場合があります。